び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記載番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

［２～４　略］

第二十一条の五　［略］

（住宅宅地債券発行の認可申請書の記載事項）

第二十一条の六　住宅宅地債券及び宅地債券令第九条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、区分所有者団体引受住宅宅地債券以外の住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者（当該年度において第二十一条の三の規定により積立者に選定しようとする者を含む。以下この条において同じ。）の総数及び当該積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券の申込みの回数により区分した数とし、区分所有者団体引受住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に区分所有者団体引受住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者に係る積立ての総口数とする。

（積立分譲住宅の譲受人の選定の特例）

第二十二条　譲渡人が地方住宅供給公社である場合において、当該譲渡人が、法第十九条第一項第三号の規定による貸付け（同号ホ及びヘに規定する者に対するものを除く。）に係る住宅及びその敷地を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十三条第一項の住宅の積立分譲に関する契約によつて譲渡しようとする場合においては、第十八条から第二十一条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

（譲受人の選定の特例等）

第二十三条　譲渡人は、次に掲げる貸付金に係る住宅については、公庫の承認を得て、第十八条から第二十一条までの規定によらないで譲受人を選定することができる。ただし、第三号に掲げる貸付金に係る住宅については、その住宅の戸数の二分の一を超えない戸数に限る。

［一～三　略］

び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記載番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

［２～４　同上］

第二十一条の五　［同上］

（住宅宅地債券発行の認可申請書の記載事項）

第二十一条の六　住宅宅地債券及び宅地債券令第九条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、区分所有者団体引受住宅宅地債券以外の住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者（当該年度において第二十二条の三の規定により積立者に選定しようとする者を含む。以下この条において同じ。）の総数及び当該積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券の申込みの回数により区分した数とし、区分所有者団体引受住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に区分所有者団体引受住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者に係る積立ての総口数とする。

（積立分譲住宅の譲受人の選定の特例）

第二十三条　譲渡人が地方住宅供給公社である場合において、当該譲渡人が、法第十九条第一項第三号の規定による貸付け（同号ホ及びヘに規定する者に対するものを除く。）に係る住宅及びその敷地を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十三条第一項の住宅の積立分譲に関する契約によつて譲渡しようとする場合においては、第十九条から第二十二条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

（譲受人の選定の特例等）

第二十四条　譲渡人は、次に掲げる貸付金に係る住宅については、公庫の承認を得て、第十九条から第二十二条までの規定によらないで譲受人を選定することができる。ただし、第三号に掲げる貸付金に係る住宅については、その住宅の戸数の二分の一を超えない戸数に限る。

［一～三　同上］

２　土地譲渡人は、造成した土地又は造成した土地に係る借地権を法第十九条第一項第三号ハ若しくはニの規定に該当する者、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第四号の規定に該当する者、住宅の供給を行う地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は利便施設を建設する者に譲渡する場合においては、公庫の承認を得て、第十八条から第二十一条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

３　第十八条から第二十一条までに定めるところに従つて譲受人を選定した後なお譲受人が決定しない住宅、土地又は借地権が存する場合においては、譲渡人又は土地譲渡人は、公庫の承認を得て、第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、譲受人の資格を定め、第十八条から第二十一条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

第二十四条・第二十五条　［略］

（造成した土地等の譲渡条件）

第二十六条　土地譲渡人は、造成した土地又は造成した土地に係る借地権を譲渡する場合においては、譲受人が正当な理由がなくて当該土地若しくは当該借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から二年以内に住宅若しくは利便施設の建設に着手しないとき（譲受人が法第十九条第一項第三号イ又はロの規定に該当する者である場合にあつては、正当な理由がなくて当該土地又は当該借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から三年以内（譲受人が、公庫が主務大臣の承認を得て定める者である場合にあつては、六年以内）に住宅の建設を完了しないとき）、当該土地若しくは当該借地権を住宅若しくは利便施設の建設に着手する以前に他人に譲渡したとき又は

２　土地譲渡人は、造成した土地又は造成した土地に係る借地権を法第十九条第一項第三号ハ若しくはニの規定に該当する者、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第四号の規定に該当する者、住宅の供給を行う地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は利便施設を建設する者に譲渡する場合においては、公庫の承認を得て、第十九条から第二十二条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

３　第十九条から第二十二条までに定めるところに従つて譲受人を選定した後なお譲受人が決定しない住宅、土地又は借地権が存する場合においては、譲渡人又は土地譲渡人は、公庫の承認を得て、第十六条から第十八条までの規定にかかわらず、譲受人の資格を定め、第十九条から第二十二条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

第二十五条・第二十六条　［同上］

（造成した土地等の譲渡条件）

第二十七条　土地譲渡人は、造成した土地又は造成した土地に係る借地権を譲渡する場合においては、譲受人が正当な理由がなくて当該土地若しくは当該借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から二年以内に住宅若しくは利便施設の建設に着手しないとき（譲受人が法第十九条第一項第三号イ又はロの規定に該当する者である場合にあつては、正当な理由がなくて当該土地又は当該借地権の目的となつている土地に譲渡を受けた日から三年以内（譲受人が、公庫が主務大臣の承認を得て定める者である場合にあつては、六年以内）に住宅の建設を完了しないとき）、当該土地若しくは当該借地権を住宅若しくは利便施設の建設に着手する以前に他人に譲渡したとき又は